

# よこはまの水

発行 財団法人 横浜市水道会館  
 横浜市保土ヶ谷区宮田町1-5-7  
 TEL (341) 6861  
 責任者 石井 栄一



撮影：小川 昭彦

## 生命の水

# 安心な水を求めて

今年の三月、第三回「世界水フォーラム」が日本において開かれました。世界の「水」をめぐる深刻な現状と将来の不安に対して様々に論議されました。ところで水をめぐる問題は日本においても少なからず同じです。水源環境の悪化はもとより、河川の水質汚染、化学物質による地下水の汚染、事業を民間委託する「工場の不安定」を改めて「いのちの源」としての「水」を志す必要が迫ります。

### 深刻な世界の水事情

この地球上で私たちが利用できる淡水は、海水を含めた総水量の〇・五%以下に過ぎません。しかしこのわずかな水資源も、毎年約八五〇万人もの人口増と、人の手による大規模開発や環境破壊などにより不足する状況になっています。

二〇二五年には地球上の人口のおよそ半分に当たる四〇億人もの人々が水を十分に手にできなくなる、といわれており、水問題は今のうちから問題となつていきます。

現状、推定で二億人の人々が汚れたままの水を飲み、約二五億人の人々が下水道の設備が整わない地域で暮らしています。そのためコレラや赤痢など水に関連した感染症で、年間におよそ五〇〇万人以上の人々が死んでいるものとみられています。

事態は深刻です。

### 安心は先ず水源から

このように世界の水事情は、とりわけ途上国に大きな問題としてあります。しかし日本においても河川の水質悪化に見られるように憂慮できる状況にはありません。

最近、ペットボトル入りの水が売れ行きを伸ばしています。人々はなぜ、水道水より格段に値段の高いペットボトルの水を買ったのでしょうか。宣伝効果の影響による単なるファッションとしてではなく、濃密としたものでしょうか、不安定な水質が、これはあるのではないのでしょうか。

安心して飲める水はまず、水源の環境改善に取り組みなければなりません。

水源地の整備や河川に流れ込む生活排水の問題などの解決には、そこに複数の行政がまたがっていることに始まる難題があります。

これには広域的に、統一して解決が図られるための仕組みがなければなりません。私たちは、この問題の解決に向けて「水基本法」の制定を求めています。

一方、河川や地下水に有害な化学物質が入り込んでしまつてい



川面にゆれる世界水フォーラム

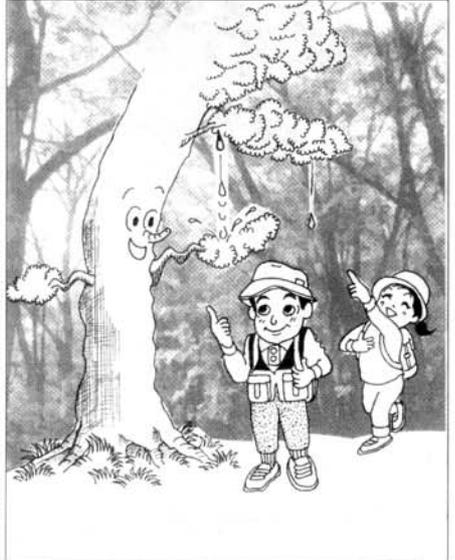
### 「水基本法」の制定を

水は人々の生命と生活に欠かせません。それ故に「世界水フォーラム」では、水は基本的人権を構成する、との考え方の下に議論されました。

それは、蛇口から出る水が安全であり、その水を水筒に入れても安心して飲めるということでもありましよう。そのためには水源から考えられなければなりません。

現在多岐にわたって管轄されている行政の仕組みは、統一したひとつの理念のもとに結びつけられるべきです。私たちが制定を求めている「水基本法」の理念は、水を「共有の財産」とし、地域を「水共同域」として水環境の広域的な管理を確立することにあります。

水環境の保全と回復、安全で安心して飲める水、一刻も早い「水基本法」の制定を求めます。



「水は森から 自然を大切に」

# すばやい検査体制へ

## 水質基準改正

今、水質検査をするための元になる水質基準は全部で九四項目あります。安全で安心して飲んでもらうために確認している項目でも分析機器の発達や水源の変化にともない変えていく必要があります。

今回改正される水質基準は、そのように変化を受けてもすばやく、的確に状況を判断できるように検査項目の数や頻度を法律の改正なしに増加・減少できるように変わっています。

### どちらが安心?

水道水は飲んでも安全なのでしょうか?不安に思入る人がかなりいます。ポトルウォーターやミネラルウォーターの消費量が増えていることは、水道水より安全と考えている人が多いでしょう。ですが、本当にポトルウォーターは水道水よりも安全なのでしょうか。

後問題になりそうな項目をあわせて四五項目を独自に測定しています。つまり、水道水について全部で一九九項目を調べています。

それに対して、ミネラルウォーターやポトルウォーターは清涼飲料水で、ジュースやコーヒート同列に扱われているため、消毒の有無の表示を義務づける程度しか規制がありません。清涼飲料水業界では水道水の基準程度を自主的に調べている、といっています。それを全て行なったとしても四六項目しかありません。この四六項目全てを測定するにはかなり費用もかかるため、研究開発を行っている大手メーカー以外では、全項目を定期的に行なっているところはほとんどないでしょう。

定期的な一九九項目を調べ安全を確認し、その結果を毎年ごとに公表(水質試験年



相模川での調査・採水

### 水質基準が変わる

今年水質基準の見直しが行なわれ、来年から新しい基準に変わることをご存知でしょうか。新水質基準では、基準

報という本にして横浜市内の公立図書館に配布しているとお感じになりますか。

## 森は水の生産者

山梨県志村には、横浜市水道局が経営管理する水源涵養林があります。水の質と量を安定管理するため、国から恩賜林を大正十五年に譲り受け、森林の保護育成に努めてきました。

水源涵養林には、三つの機能があります。

- ①洪水緩和機能  
雨水を浸透しやすく、すくりに川に流さず、森の土の中に留めておく機能です。
- ②濁水緩和機能  
川へ流れ出る水の量を平均的にする機能です。
- ③水質浄化機能  
雨水に含まれる窒素・リンなどを浄化し、濁りを取ってくれる機能です。これらの機能を十分に満たしてくれる

森は、天然林または針葉樹と広葉樹の混合林です。横浜市水道局水源林事務所ではこの森の実現と保護育成に向け努力しています。



水源林事務所の全景

## 世界水フォーラムで 水基本法制定を訴える

第三回世界水フォーラムは、三月一六日から三日の日程で、大阪・京都・滋賀の三都市を結んで開催されました。

「二世紀の水道システムの構築」をメインテーマに水問題の解決に向けて各国から多くの参加者が集まり議論が展開されました。

一九日の午前中には、「公共の水」今後の方向」と午後からは「水基本法を考える」のふたつのパネルディスカッションという形で行われ、水基本法については、満員の盛況で諸外国からの参加者も多く、英語、フ



展示コーナーの風景

ランズ語・スペイン語の同時通訳も行われ、活気あふれるものとなりました。



雪積もる道志川での採水

び国民の責任を明らかにし、この中では、事業者には汚染者負担の原則による責務を果たすことを明確にしており、一日でも早く総合的かつ一元化的行政を確立し、水基本法の制定なくして、水環境を守ることはできないことは自明であると訴え、多くの参加者に理解を求めました。

必要のない項目を削除あるいは検査頻度を減らすことができるという点です。以前より規制がゆるくなったと思われるかもしれませんが、そうでは

ありません。検査を省略する項目については、お客様(市民)にはつきりとその理由を明示し、かつ同意を得なければならぬことになっています。誰も納得できる理由がなければ省略できない、ということとです。たとえば、水源地域で全々使用されていない農業は省略できますよね。しかし新たに検査項目に加えられる項目のうち、検出される可能性のある物質は、まず検査を始めるならば、データがないわけですから、省略するかどうかの判断ができません。つまり、これまでよりもかなり検査項目は増えることになりそうです。また、技術の発達にしたがって新たな問題が明らかになったとき、検査項目の追加を法律の改正なしにできることになっています。したがって、今までも以上にすばやく検査体制を整えることになりそうですので、ご安心下さい。